

2024年2月定例議会 一般質問

件名1	災害弔慰金について
要旨①	支給状況等について
質問	元旦に、発生した地震の国土交通省発表の人的被害は、発災からちょうど2カ月経った3月1日現在で、死者241人、負傷者320人となっています。お亡くなりになられた方々の中には、避難生活の疲労などから亡くなる「災害関連死」の方15人が含まれており、災害が起こるたびに、この災害関連死の増加が懸念されています。 同じ真冬の1月に発生した平成7年の阪神大震災では、避難所でインフルエンザが流行するなどし、関連死が900人を超えたと言われています。また、東日本大震災では、避難が長期化し約3,800人が関連死とされていますし、熊本地震では犠牲者276人のうち、直接死50人に対して関連死は226人で、全体の8割を占めたとのこと。 当市には、法律の規定に準拠した条例が設けられており、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給や、著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行っています。条例の名称は、犬山市災害弔慰金の支給等に関する条例です。そして、条例から判断しますと、本市に住民票があれば、里帰りや旅行など、犬山市外で災害に逢ってしまった場合でも、この弔慰金や見舞金の支給を受けることが可能と考えます。また、災害関連死も、災害での直接死も、災害発生に起因していることは同じです。 そこでまずは、この概ね20年間にけるこの条例による支給状況をお訊きするとともに、災害関連死の場合は支給を受けることが可能かどうか、お尋ねします。
回答	災害弔慰金は、災害弔慰金の支給等に関する法律により、市町村が条例を定めることにより支給を行うことができるとされているもので、当市においても犬山市災害弔慰金の支給等に関する条例として定めています。内容は、法で定める程度の自然災害により死亡した市民の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うもので、死亡者が主たる生計維持者であった場合は500万円、その他の場合は250万円となっており、市外で被災した場合も、支給事由に該当する場合は対象となります。また、支給した費用の負担割合は、国1/2、県1/4、市1/4となっていますが、当市においては、過去20年間、本弔慰金を支給した実績はありません。 なお、災害が直接的な死因以外の場合でも、災害と因果関係のある死亡、いわゆる災害関連死の場合は支給の対象となります。
要旨②	災害関連死について
質問	先程の答弁にて、災害関連死の場合であっても、支給可能ということが解りましたが、災害関連死という言葉が、当たり前に使われる昨今にあつては、条例上これを読み取ることは難しいと思います。また、どういった場合が災害関連死に該当するのか、判定が難しく、運用上はかなり困惑することになるかと考えます。できる限り広い認定がなされ、弔意の趣旨に沿った適正な審査が出来るように運用すべきであり、過去においては、国に対し日本弁護士連合会からも意見書が提出されています。こうした中、先月9日には、当市と愛知県弁護士会との間で、災害時における法律相談の協定が締結されましたので、より被災者に寄り添った対応が可能になったと思います。犬山市災害弔慰金の支給等に関する条例に話を戻します。現行条例では、第3条に、『市民が、令第1条に規定する災害により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。』とあり、災害が直接原因の方には支給は可能ですが、災害関連死の場合は、疑問符が付きます。したがって、今回の地震をきっかけとて、市条例を改正し、新たに災害関連死に関する規定を設けるべきではないでしょうか。具体には、「災害関連死という用語の定義」と「災害関連死の概ねの判断基準」の追加が必要と考えます。一方で、この市条例は、国の法律に準拠していますので、こうした改正が可能かどうか、そして改正について、どう考えているのか1点目としてお訊きします。また2点目として、当市は災害関連死について、どのように扱い、課題をどう捉えているのか。また、愛知県や国との連携はどうなっているのか、お尋ねします。
回答	1点目の災害関連死の認定基準を条例に規定できないかについては、災害の規模、時期、被災前の被災者の身体状況や被災後の生活状況などにより、死因と災害との因果関係は様々であり、市が条例で基準を明記することは困難と考えます。 2点目の市としての災害関連死についての対応ですが、現在、市では犬山市災害弔慰金等支給審査会が条例に基づき設置されていますが、この審査会においては、災害を直接起因とする災害死の審査を行い、災害関連死など判断が困難な事例は県に審査を委託することとしています。

コメント	課題であります、原則として災害死は市で判断することとなりますが、県内では審査会を設置している自治体は名古屋市と当市のみで情報の収集先が少ないこと、また事例の蓄積も無いことから、審査が、相当難易度が高いものになると想定されることです。 続きまして、国県との連携についてですが、災害関連死の認定に関する審査の委託や市で判断することになる災害死における相談などにおいて連携を図ってまいります。 条例改正は難しいということで、理解はいたしますが、残念です。 また、災害弔慰金の支給に関し、既に審査会が設置されているのは、県内で名古屋市と当市の2市のみ、ということをご今年初めて知りましたが、設置されているがゆえに厳しい状況も予想します。いざという時には、是非、被災者に寄り添った迅速な対応を期待します。
件名2	税について
要旨①	住民税(個人市民税)について
質問	住民税は、ご承知のとおり、地域社会の費用をできるだけ多くの住民の皆さんに分担していただくという性格を持っている税金です。一般的には、市町村住民税、と道府県民税を合わせたもので、一律に課される「均等割り」と所得に応じて決まる「所得割り」から、構成されています。基本的には住民税の計算方法はどの自治体も同じですが、地方自治体の規定によって課税される所得額が違ったり、独自の税金が上乗せされたりすることもあるということです。 犬山市は、「住民税が高い」ということを、結構耳にします。自分としては、決してそうではなく、県内の他の市町と比較しても、横並びで、変わらないと思っていますが、まるで都市伝説の如く、言われます。もし、そういったことが理由で、移住定住の候補から外れるとするならば、非常に残念なことであります。そこで、当市の個人市民税について、県内の市町村と比較してどうなのか。こうした場で、改めて確認させて頂きたいと思います。
回答	議員ご説明のとおり、市民税は均等割と所得割から成り立っています。均等割については、地方税法で市町村が3,000円、道府県が1,000円と定められており、県内の市町村はこの標準税率を採用しています。 この他に平成26年から東日本復興税として、市民税・県民税それぞれに500円ずつ、更に愛知県独自税として、あいち森と緑づくり税500円が県民税に加算されるため、県内市町村の均等割額は、5,500円となっています。 所得割については、前年度の所得額から社会保険料などの控除額を差し引き、残った金額に税率を掛けて計算します。この税率についても、地方税法で市町村の標準税率を6%、都道府県の標準税率を4%と定めており、犬山市を含めたほとんどの市町村がこの標準税率を採用しており、市県民税は10%です。 また、政令指定都市は同法で8%、県民税2%と定められており、一般市等と同様に市県民税は10%となっています。超過税率を採用しているのは、兵庫県豊岡市で都市計画税の廃止に伴い、市民税が6%に対して6.1%、固定資産税が1.4%に対して1.5%を採用しています。愛知県内では、超過税率を採用している市町村は無く、名古屋市を除くすべての市町村で標準税率を採用しており、名古屋市は減税を実施していることから、市民税が0.3%低い7.7%となっています。 したがって、均等割は県内及び近隣市町村は標準税率を採用しており、所得割についても名古屋市以外の愛知県内及び近隣の可児市や各務原市も標準税率を採用しているため、犬山市の市民税が高いということはありません。
コメント	当市の住民税も県内では、所得が同じならば、名古屋市を除いてどこも同じ、ということをご改めて再認識させて頂きました。私に限らず、ここにいる議員や職員の皆さんは、住民税について、市民から一度や二度は尋ねられたことがあるかと思いますが、これからは、そうではないことを、声を大にして申し上げ、変なイメージを払拭したいと思います。
要旨②	国民健康保険税について
質問	冒頭に、申し上げましたが、税というのは、住民の皆さんにとって、決して良いイメージは無いと思っています。そこで、ズバリお訊きをしますが、国民健康保険税という名称を「国民健康保険料」という言い方に変えてはどうかと考えます。 介護保険料と何ら変わりはないものであり、徴収上の便宜として「税」という形式をとっているだけなので、制度的には、それほど問題ないと思っています。勿論、印刷物の関係や市のシステム上の変更も必要かと思うので、すぐにという訳にはいかないと考えますが、イメージを変えて、医療保険なので 皆さんで分担し合うものですよ という認識を持っていただくことも、将来的には必要ではないかと思っています。その辺りの見解についてお尋ねをします。
回答	国民健康保険の負担については、医療保険の保険料としての性格を持つものであります、市町村の選択により「税」の形式を取ることが認められており、事業に必要な財源を確保するため、徴収金の優先順位が高く、徴収権の期間が長い「税」を採用している市町村が多いようです。愛知県内の54市町村で保険料を採用しているところは、名古屋市、岡崎市、瀬戸市、

	豊川市、設楽町、東栄町の6市町のみで、それ以外は保険税を採用しています。当市でも昭和29年に国民健康保険事業を開始した時より、国民健康保険税を採用しております。 国民健康保険税は地方税と規定されており、賦課と徴収について保険料よりも、強制力が強いものとなっています。例えば、徴収金の優先順位は、保険税の場合は地方税であるため、保険料より優先して徴収されます。徴収権も保険料の2年に対し、保険税は5年であるため、納付されない保険税に対し消滅時効となるまで長く請求することができます。また遡って賦課される場合も保険料が2年間であるのに対し、保険税は3年間賦課することができます。 また、還付請求権も保険税であれば5年であるため、被保険者の還付請求も保険料の場合よりも請求できる期間が長くなっています。 こうしたことから、税から料に変更することにより被保険者が受けるイメージは変わるかもしれませんが、算出される負担額について変化は無く、変更により徴収体制に大きく影響することから、保険税から保険料に変更することは考えていません。
コメント	滞納に対する消滅時効の期限や遡及賦課や還付請求権の年数など、明確な根拠を示して頂いた上で名称変更の考えがないということでしたので、理解いたします。
要旨③	都市計画税について
質問	都市計画税は、道路・公園、下水道などの都市計画事業や区画整理事業に充てる為の目的税です。当市の場合、市街化区域内にある土地及び家屋が対象で、税率は0.3%です。昨年度の決算では、収入済額として7億6千万円程の歳入となっています。そこで、まず、この収入金額の使途の内訳をお尋ねします。
回答	昨年度の都市計画税の決算額は7億6,421万4千円でした。議員ご質問の中で触れられましたとおり、都市計画税は、市の市街化区域内に土地や家屋等の固定資産を所有する方からいただくもので、都市計画区域内において行われる都市計画事業等の実施に必要とする費用に充てるものです。このことから、内訳として、都市計画事業に4億7,880万9千円を、地方債の償還に2億8,540万5千円を充当しました。 都市計画事業の具体的な内容は、五条川右岸処理区汚水枝線、橋中排水区雨水幹線整備等に係る過去に借り入れをした企業債の償還元金や利子に充てるための下水道事業会計繰出金となります。 また、地方債の償還については、内田防災公園や羽黒中央公園といった都市公園整備や道路に係る過去に借り入れをした地方債の元利償還金となります。
再質問	収入の大半は、過去の都市計画事業に係る借金返済に充てられているということで、ここ何年も同様と思っています。 さて、平成29年3月に策定された第5次総合計画改訂版、まちづくり宣言別計画の基本施策5で、都市計画税について触れています。その内容は、「市が推進する施策の進捗と財政状況を鑑みながら都市計画税の税率等について研究を進めます。」との記述があります。おそらく、先程、答弁がありましたように、進行している都市計画事業にあまり宛てられていないことや、道路事業などは、市街化調整区域に居住する方も恩恵を受けるものなど、諸課題を見据えてのことと推察しています。 しかしながら、昨年3月策定の第6次犬山市総合計画をみえますと、読み取り方が悪いのかもしれませんが、一切触れていないように思います。税収上、貴重な財源ではあるとは考えますが、税率が0.3パーセントより少ない自治体もありますので、これからの都市間競争ということも視野に入れなければならないと思っています。 そこで、第6次犬山市総合計画で、記述が消えた理由と、市として都市計画税の方向性をどう考えているのかお訊きします。
回答	平成28年度に策定した第5次総合計画改訂版では、「行財政運営」というテーマのもと、「自主財源の確保・拡充」という施策において、その展開方向の一つとして「税収確保の推進等」を掲げ、その中で「都市計画税の税率等の研究を進める」ことも記述していました。第6次総合計画では、「行財政運営」を、「計画の実現に向けて」というテーマと位置づけ、直面する現状を踏まえ、計画期間内において、「支出の抑制」と「収入の確保」の面で不可欠と判断した事柄を、具体的な「取組みの方向性」として示すこととしました。そうした視点で策定を進めた結果、自主財源の確保としては、税収に関する記載を見送り、「ふるさと犬山応援寄附金のさらなる獲得に向けた取組み」と「新たな自主財源の確保の研究と導入」という2点のみに絞って記載しています。都市計画税の今後の方向性につきましては、現在、都市計画税が、市が推進する都市計画事業などを実施するうえで貴重な財源となっていることから、当面は税率を含め、現状のままと考えています。
コメント	前回の総合計画策定時から、一步後退した感は否めませんが、確かに貴重な財源でありますので、当面は見直しの研究は行わないということで、理解いたします。

要旨④	森林環境税について
質問	要旨①で、答弁がありましたように、現在、個人住民税均等割5,500円の中に、東日本大震災復興として県民税・市民税にそれぞれ500円ずつ、計1000円が付加され徴収されています。経過措置の10年を今月末で迎えるため、この税は廃止されますが、これに代って、新年度から、森林環境税として、国税が徴収されることになります。 額としては、減額分と同額の1000円。そして、国からは、税収の全額が森林 環境譲与税として、私有林人工林面積・林業就業者数・人口に応じて都道府県と市町村に按分されるということです。 そこで、お尋ねします。1点目、令和元年度から、先行して県より譲与税の交付を受けているが、どれくらいの額で、これに変化があるのか どうか。2点目、当市としては、この譲与税を今後どのように使っていくのか。また、この譲与税を市が実施している道路や河川堤防等の草刈り委託料として使えないのか。 以上2点について、お訊きします。
回答	令和6年度から国税として徴収される森林環境税は、市町村と都道府県に森林環境譲与税として譲与され、私有林人工林面積、林業就業者数、人口による基準で按分されますが、森林整備が緊急の課題であることを踏まえ、森林環境譲与税は、令和元年度から前倒しで譲与されています。 犬山市に譲与された森林環境譲与税の額は、令和元年度に317万2千円、令和2年度に674万円、令和3年度に671万8千円、令和4年度に866万6千円令和5年度に、870万円が譲与されました。 令和6年度は、1,070万円の見込みで、譲与される額は年々増加をしており、今後も譲与額が変動するものと見込んでいます。次に、森林環境譲与税は、間伐などの「森林の整備に関する施策」と森林の整備を担うべき人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発などの「森林の整備の促進に関する施策」に充てることとされているため、市民が森や自然に親しむ機会をとおして森への理解を深めるための事業や、市内の森林の持続的な維持管理等を行う団体への補助事業、木材利用の促進や利用者が木材に親しむことができる良い機会として、公共施設の木質化に充当しており、今後も建て替えや建築予定のある学校施設等の整備では、積極的な木質化を図り、その事業費に充当をしていく予定です。 森林環境譲与税を市の草刈りの委託料として使えないかという、ご提案につきましては、森林を保全するための下草刈りにかかる費用には充当できると考えられますが、道路や河川堤防等の草刈りは税の趣旨に沿わないと考えています。
コメント	令和6年度は譲与税として1千万円程が国から配分されるということですが、一方で、犬山市民の皆さんから納めていただく森林環境税の総額は、4,000万円程と思いますので、返ってくるのは1/4ということになります。林業就業者数が、少ないので、致し方ないかもしれませんが、ぜひ、今後は少しでも多く配分されるよう、また、譲与税の使い道の自由度が高まるよう、近隣市町や県と一緒に、国への働きかけを希望したいと思います。
要旨⑤	市の独自税について
質問	昨年12月の中日新聞朝刊県内版に、「常滑市が1泊200円の宿泊税を徴収」という記事が掲載されていました。令和7年1月頃から導入する予定ということで、東海3県の自治体としては初めて、観光振興の財源に充てるとのことです。 観光に係る目的税として、「駐車場税」の導入について、これまでも久世議員が、何度もこの場で提言や質問をされています。古い建物を壊して、駐車場に替わっていくことは、私としても好ましくないと考えていますので、大いに賛同するところですが、当局の答弁では、範囲、税額、徴収方法など色々な課題があり、可能性の研究に留まっているのが、現状です。 一方で、宿泊税という目的税は、宿泊施設も限られているため、対象も明確です。市は現在、一人1泊につき150円の入湯税を徴収していますが、対象の宿泊施設も限られていますので、これを廃止し、1泊につき100円又は150円の宿泊税という考え方も有りかな と思います。駐車場税については、引き続き研究を進めていただくこととし、こうした宿泊税導入についての、見解をお尋ねします。
回答	安定した財源を適切に確保するということは、持続可能な観光地づくりにおいて、非常に重要な視点であることから、積極的に多様な手法を検討・実践していく必要があります。現在、本市における観光に関連した「新たな財源確保の取組み」としましては、令和6年度中に、二つの公共駐車場において使用料の見直しを試験的に実施できるよう、準備を進めております。 併せて、昨年9月議会で久世議員からご提案のありました駐車場税についても、実現には時間を要しますが、同時に研究を始めたところです。一方、議員ご案内のとおり、現在、常滑市では宿泊税の導入を検討されています。これは、常滑市内の宿泊施設に宿泊した方を対象に、1人1泊につき200円を宿泊税として徴収し、観光振興の財源に充てようというものです。

	宿泊税は、既に他自治体での事例も複数あることから、仕組みとしては実現の可能性を有するものと考えており、観光都市犬山ならではの財源確保の手法の一つとなり得るものと、注目しております。 しかしながら新税の導入には、十分な検討と議論の時間を要するものと考えておりますので、実現可能かつ、本市にとって最も効果のある財源確保の方法を見極めることができるよう、関係部署が連携して、駐車場税とともに宿泊税も含め、観光に関する税について研究を始めてまいります。
コメント	ぜひ早急に研究・検討いただき、観光客の増加と共に顕在化してきた渋滞、ごみ問題や騒音問題など、周辺住民の方々の環境整備のための財源としていただければと思います。
件名3	成田富士入鹿線前原区間について
要旨①	工事進捗状況と令和6年度の予定工事について
質問	都市計画道路整備として、長期にわたり懸案となっている重点2路線のうち、富岡荒井線が一昨年開通し、残るは成田富士入鹿線となり、今後は、蟬屋長塚線と共に重点的な整備が推進されるものと思います。 さて、成田富士入鹿線前原区間の暫定道路整備ですが、原市長も県議時代から、積極的に取り組んで頂いている中で、前市長である山田市長が令和10年4月開通の約束を愛知県一宮建設事務所から取り付けられ、鋭意進められているものと考えます。そうした中、昨年8月9日及び今年に入って2回ほど、県市担当課の職員による説明会が行われ、前原区の役員とともに、私も地元の議員として出席させていただきましたが、現地は、それほど動いていない為、市民の方々からどうなっているのかよく聞かれます。 この成田富士入鹿線は、計画から半世紀以上経ち、前原地区の住民のみならず、多くの皆さんが、待ち望んでいる事業です。そこで、こうした場で、改めて今後の全体的な流れと特に新年度の工事予定について、確認させていただきます。また、現時点で、完成目標年次に変更がないか、併せて確認させていただきたいと思います。
回答	現在、愛知県施行による都市計画道路成田富士入鹿線は、塔野地大畔交差点から前原向屋敷交差点までの約1 kmを事業区間として、整備を進めています。 始めに、事業区間内で土壌汚染が確認されていますが、その対応については、全ての汚染土を撤去しながら道路整備を進める方針が示されました。 次に、具体的な工事内容として、(仮称)楼門高架橋の橋脚工事、汚染土の撤去工事、高架橋の橋台と橋桁の工事、及び道路築造工事を進め、令和9年度に完成予定との説明でした。 また、今年度の工事の発注状況について、県に問い合わせたところ、高架橋の全3基の橋脚工事が令和6年1月に契約され、汚染土の搬出に向けた大畔交差点からの進入路工事は令和6年2月に契約済であると、確認しています。 これらの工事は、今後現場に着手し、令和6年度にかけて実施する予定とのことです。
コメント	この道路の開通については、先程、申し上げましたように、前原の住民のみならず、多くの皆さんが待ち望んでおられます。現時点では、完成目標年は、変わっていないとのことです。令和10年4月の開通式を楽しみに待ちたいと思います。 愛知県一宮建設事務所の皆さんには、しっかり取り組んで頂くこと、そして、市担当課の皆さんにはしっかり支援していただきますことを期待いたします。
件名4	認知症基本法について
要旨①	—
質問	後天的な脳の障害によって機能が持続的に低下し、日常生活や社会生活に支障をきたす状態となることが認知症と言われています。そして、この認知症は、高齢になるにしたがって増加し、超高齢社会の日本では約600万人が認知症を患っていると言われています。アルツハイマー型認知症の新しい治療薬として、「レカネマブ」が開発され、昨年の12月から保険適用となったといった少し明るい報道もありましたが、今後も高齢化が進み認知症の人は増えていくことが予想されます。このような状況の中、今年(令和6年)1月1日から、認知症基本法が施行されました。この法に基づき、国は基本計画を策定することになっています。そして、更に都道府県や市区町村にも推進計画策定を促すとしています。市町村は、いわゆる 努力義務として、位置付けられているということですが、犬山市として、今後どうしていかれるのか、或いは、現在先行して進められていることがあれば、その内容などについてお尋ねします。
回答	議員ご指摘のとおり、令和6年1月1日に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」では、国に認知症施策推進基本計画の策定を義務付けています。 この計画では、国の認知症施策の方向性や目標などが示され、都道府県や市町村は、その内容を踏まえながら、それぞれの地域の実情に応じ、計画の策定に努めることとされています。

	したがいまして、今後の進め方につきましては、国や県の方向性などが明らかとなった後に、策定作業を開始することになります。とはいえ、認知症施策は、認知症基本法や計画の有無に関わらず、高齢者福祉における重要かつ喫緊の課題だと認識しておりますので、既に独自の取り組みを展開しているところです。例えば、令和5年度には、70歳と76歳の方約2千人に、認知機能の低下などに関するセルフチェックを行っていただき、認知症のリスクが疑われる35人には、個別訪問による確認や、物忘れ外来への受診勧奨を行ったほか、9月の世界アルツハイマー月間には、市民の皆様へ認知症の理解を深めていただくため、民間事業者や名古屋経済大学の協力を得て犬山オレンジフェスタを開催し、のべ1,157人の方にご来場いただきました。 今後も引き続き認知症施策を推進するとともに、令和6年度には、認知症の方やその家族の思いをお聞きするなどし、計画の策定に向けた準備に着手したいと考えています。
コメント	あまり積極的でない自治体もあるやに聞くなか、当市は積極的に取り組んで行くことが、わかりました。是非、他の自治体の模範となるような推進計画の策定を期待いたします。

2024年6月定例議会 一般質問

件名1	一般住宅におけるし尿処理について
要旨①	市内の浄化槽設置状況等について
質問	一般家庭における個別処理のうち、「単独処理浄化槽」は、し尿処理だけに対応している浄化槽、合併処理浄化槽はし尿と生活雑排水を処理するものですが、令和元年から県が義務付けられている浄化槽台帳とは如何なるものなのか。また、市内の浄化槽設置状況を尋ねます。
回答	浄化槽台帳には、浄化槽の所在地や管理者の情報、法律で定められた水質に関する検査、点検等の実施状況などを記載することとされています。また、管理状態の悪い浄化槽の把握を行い、必要な措置を講じることなどに、活用されます。当市における状況は、愛知県から提供を受けている浄化槽台帳によると、令和5年度末時点において、単独処理浄化槽が約4,900基、合併処理浄化槽が約2,900基となっております。
再質問	浄化槽は使い続けると汚泥が蓄積し、十分に浄化されなくなる可能性があります。環境省が行った初めての調査では、新設直後で清掃の必要がない設備を除いて、年1回以上の清掃を実施したものは、全国平均で64パーセントであったということです。そこで、当市における保守点検や清掃の状況はどうなっているのか、お尋ねします。
回答	全国平均で、保守点検の実施率は70.2%、清掃の実施率は63.6%となっています。当市における同調査の結果を見ると、保守点検の実施率は65.1%、清掃の実施率は67%となっています。
再々質問	法定の清掃や点検について、もっと周知をし、環境に配慮すべきと考えるが、この点についての見解をお訊きします。また、浄化槽は個人管理であり、清掃を1回行くと数万円かかり、1人暮らしの高齢者世帯は重い負担となるため、国が補助する仕組みを創設したとのことですが、この制度概要と犬山市の取組についてお尋ねします。
回答	法定の清掃や保守点検にかかる周知については、大切なことと考えており、今後も愛知県と連携しながら継続的に周知を図ってまいります。高齢者世帯向けの補助金については、本年1月に事業が追加されました。事業の実施にあたっては、国から2分の1が交付されますが、基準額や期間が定められるとともに、市町村には、対象となった浄化槽について、指導監督等を通じた適正かつ効率的な管理を図ることや、関係機関、事業者等と連携した上で、浄化槽の維持管理の継続的な実施を担保するための措置の導入が求められます。また、少人数高齢世帯のみを対象としており、それ以外の低所得世帯や下水道区域内の高齢者との平等性の観点から疑問があること、国からの交付期間が3年と短いことから、現時点において導入は考えておりません。
要旨②	合併処理浄化槽設置補助事業について
質問	当市でも令和2年に合併処理浄化槽設置に関する補助金額が拡充され、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が進められています。補助制度の概要及び4年度と5年度の補助実績についてお尋ねします。
回答	本補助金では、住宅の新築、建替に伴うものや、犬山市公共下水道の整備予定区域等については、対象外としています。設置費、宅内配管工事費、撤去費に対して補助をしており、補助率は100%ですが、限度額を定めています。限度額は、設置費については、浄化槽の規模に応じて異なり、33万2千円～54万8千円。宅内配管工事費は、一律30万円、撤去費は、単独処理浄化槽からの転換の場合は12万円、汲取便槽からの転換の場合は9万円となっています。なお、令和4年度実績では、年間7件、令和5年度実績は、5件です。
再質問	この補助金について、国や県からの補填はあるのか、無いのか。また、あるとすれば、どういった内容なのか、お尋ねします。

回答	合併処理浄化槽設置補助事業については、国からは循環型社会形成推進交付金として市の補助金額の3分の1が、愛知県からは、浄化槽設置費補助金として5分の1が交付されます。なお、国からの循環型社会形成推進交付金については、実績ではなく令和3年度から令和7年度にかけての計画に基づいて交付されるものとなっております。
再々質問	例えば、10人槽を合併処理槽に入れ替える場合、最大96万8,000円の補助が出るということですが、宅内配管工事費補助についてみてみますと、限度額30万円というのは、一般的な住宅1棟の配管分かなと考えています。離れ家が建っている場合や、田舎で敷地が大きい場合は、かなりの工事費がかかると思います。少しでも、合併処理浄化槽への転換を図り、環境に配慮したまちづくりを推進するため、また、公共下水道の予定区域で無くなるということは、この先、何百億円単位で、工事費が削減されるということなので、もう少し補助金の上乗せをしても良いと思いますが、当局の見解をお聞きます。
回答	議員ご指摘のとおり、宅内配管工事費については、住宅の配管状況によって、金額の多寡が発生するものと考えます。合併処理浄化槽への転換は、市としても推進しているところではありますが、現在の市の限度額30万円については、国及び愛知県の基準額と同額としています。個々の事情を参酌していくと、際限がなくなってしまうので、国及び県の基準額に合わせる事が適切と考えており、現在のところ、市単独での補助金の増額等は考えておりません。
要旨③	公共下水道等接続区域内の状況について
質問	当市の令和6年度公共下水道区域図を見てみますと、市街化区域のうち、犬山の坂下地区の一部や五郎丸の一部地区などを除き、その殆どが下水道の供用開始区域となっておりますので、あと数年経てば、計画区域の全域に公共下水道が整備されると思っています。また、農業集落排水に関しては、平成13年から入鹿、神尾地区で供用開始されるなど、市全体では、河川環境に配慮した街が形成されていくものと思います。 一方で、街なかの公共下水道共用開始区域内を歩いていますと、側溝から、イヤな臭いを感じる時が、時折あります。おそらく公共下水道未接続で、清掃がしっかりされていない浄化槽からの排水かと思っています。法律により、汲み取り便槽の場合は、供用開始から3年以内に、浄化槽の場合は「遅滞なく」接続することになっていると思いますが、下水道の接続には、費用面で個人負担が発生するため、制度上どおりの運用は出来ていないのが実情かもしれません。そこで、当市の公共下水道区域及び農業集落排水区域における施設への接続率はどれほどかお尋ねします。また、少しでも接続率を上げるために、個別訪問等を行いお願いすべきと考えますが、当局の見解をお尋ねします。
回答	公共下水道供用開始区域内における接続率は、令和6年3月31日現在において、五条川左岸処理区で約94.1%、五条川右岸処理区で約62.8%、全体で約86.9%です。また、農業集落排水処理区域内における接続率は、約92.6%です。 啓発活動については、コロナ渦となり、令和2年度から4年度までは、面談をとりやめ、チラシの配布のみで年間500件程度行っております。昨年度については、個別訪問による面談及びチラシ配布を再開し、五条川右岸処理区の犬山中野、上り屋地区等503件について、啓発活動を行い、過去に接続依頼を行ったものを含めて71件の下水道接続をしていただきました。いずれにしましても、未接続者に対して啓発活動をすることは、一定の効果があると考えており、引き続き、個別訪問による面談及びチラシ配布を実施していき、接続率の向上に努めてまいります。
件名2	都市計画法に基づく開発行為等の許可基準条例について
要旨①	条例第2条の取り扱いについて
質問	当市は、市街化調整区域での建築制限緩和を目的として、犬山市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例を制定しています。この条例により、優良田園住宅が建築可能となったり、市内のあちらこちらで、企業誘致が進んでいるということです。 また、令和4年度からは、鉄道駅の中心から1km以内ということで、富岡駅周辺が一定の条件のもと、建築が可能となっています。そして、この条例改正に合わせ、下水道法に規定する予定処理区域内でも、要件を満たせば開発が可能となりました。しかしながら、近い将来には、下水道法第5条第1項第5号の予定処理区域が区域図から無くなるようです。折角、緩和し、市の活性化を狙ったにもかかわらず、一歩後退した形となってしまいます。 そこで、区域図変更までの、現在及び今後の予定について、公共下水道に関わる都市計画法の緩和措置について、どう考えているのかをお尋ねします。

回答	下水道区域の変更については、令和6年度、7年度にかけて、愛知県及び犬山市の策定している各種計画について、順次変更手続きを行い、令和7年度末までには下水道計画区域の変更が完了する予定です。 2点目の都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例で指定する都市計画法第34条第11号で指定する区域については、更なる緩和は考えていません
再質問	人口減少化時代にあつて、少しでもこれに歯止めを掛け、やすく元気なまちを創っていくためにも、市街化調整区域の建築制限緩和については、積極的に取り組んでいくべき課題と思っています。幸いにして、当市は都市計画法の事務処理市なので、独自で緩和措置を講ずることも可能です。市街化調整区域の土地活用、とりわけ、都市計画法に基づく開発行為等の許可基準緩和についての方向性をどう考えておられるのか、市長にお訊きします。
回答	まず市街化調整区域内地区計画が考えられると思います。この手法は地域内の意向を確認していく必要がありますし、地域の皆さんの主体性も認められることになります。市街化調整区域のまちづくりは、都市計画マスタープランに沿った形で、地域が望む土地活用について前向きに向き合い、寄り添っていき、一緒に考えたいと思いますので、宜しくお願い致します。
コメント	許可基準緩和に係る都市計画法は、なかなか難しい部分もありますので、市長とは、今後一層議論を重ねたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

2024年9月定例議会 一般質問

件名1	災害への備えについて
要旨①	南海トラフ地震臨時情報発表による対応について
質問	去る8月8日に宮崎県南部において震度6弱の地震が発生、これを受け、気象庁による有識者評価検討会が初めて開催されて、南海トラフ地震の発生の可能性が相対的に高まっているという注意情報が発表されました。これに伴い、翌日の9日に犬山市災害対策本部会議が開かれたと思います。そこで、本部設置後、市ではどんな対応を行ったのか、お尋ねします。
回答	8月8日に南海トラフ地震臨時情報が午後5時に気象庁より発表されました。これを受け、市ではすみやかに災害対策本部を開設しました。翌9日午後0時30分より第1回災害対策本部会議を開催し、庁内や公共施設での初動対応や、避難所の空調の稼働状況や物資の確認、災害協定を締結しているいくつかの事業者へ協力の確認などを行いました。 また、「ロングラン花火」の対応では、拡声器を用いて巨大地震注意が発出されていることをアナウンスし、避難場所である内田防災公園を案内する掲示を15か所行うとともに、警備員に情報共有しました。併せて、城下町の観光客対応として、関係スタッフや警備員に再度、同様の情報共有を行い、有事に備えた対応を行いました。以後、災害対策本部会議は8月13日と15日に開催し、地震発生から一週間が経過した8月15日午後5時をもって政府としての巨大地震注意の呼びかけは終了し、災害対策本部は午後5時30分に解散しました。 なお、災害対策本部長である市長については、予定していた遠方への出張を取り止め不測の事態に備えました。さらに、市民への周知・啓発として、あんしんメールやLINEで南海トラフ臨時情報に関するお知らせを配信し、ホームページにも同様の掲示をしました。
要旨②	防災ラジオ配備の進捗状況等について
質問	本年度、当初予算で示された緊急放送設備整備については、着々と準備が進められていると思います。そこで、現時点での進捗状況及び、個別受信機として防災ラジオを300台の家庭に配備する目標となっていますので、その周知方法や購入までの手順などについて、どう考えておられるのか、確認致します。
回答	災害時の情報伝達手段の拡充として、市ではコミュニティFMの電波を活用した緊急情報の放送を令和6年12月より開始する予定です。放送設備設置工事については、6月18日に業者と契約し、現在、放送設備の製作中であり、10月に設備の設置及び試験を行う予定です。また、戸別受信機である防災ラジオについても、8月9日に同じ業者と契約し、10月末に納品予定です。今年度の防災ラジオ購入対象の方は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内にお住いの世帯と、視覚障害者の方がお見えになる世帯としており、販売価格は1,000円を予定しています。購入対象の方には10月に申請書類等を含めた購入案内を郵送し、11月から販売を開始する予定です。

要旨③	ため池の耐震化状況について
質問	平成28年当時で申し上げますと、市内には150のため池があり、このうち枯渇等により機能が損なわれたものを除くと、133のため池となります。この133ため池の中で、下流部の近接地に人家が存在する、いわゆる防災重点ため池と呼ばれるものは60池となっており、このうち耐震基準を満たしていない27池について、順次耐震化が進められ、令和5年度までに改修を終える予定であったと思います。ところが、その後、国で新基準が定められ、60池から75池に再選定されたことにより、令和2年度から2か年をかけ、再度耐震診断を実施し、新基準を満たしていない池が確認されれば、順次耐震工事を行うこととなっていると思います。そこで、現在の進捗状況や今後の予定などについてお訊きします。
回答	防災重点農業用ため池については、令和元年度に国の基準が見直されたことに伴い60ヶ所から75ヶ所となり、増加した池を対象に令和2年度から2ヶ年で耐震診断をした結果、耐震工事が必要な池は、これまでの27ヶ所から31ヶ所となりました。 耐震工事は愛知県において事業化しており、進捗状況としましては、令和5年度までに、新池、中島池をはじめとする24ヶ所の整備が完了しており、今年度は、北洞南池の整備を進めています。残りの6ヶ所については、次年度以降、引き続き、愛知県と共に計画的に耐震工事を実施していきます
コメント	要旨2点目で防災ラジオの世帯配備についてお訊きましたが、本年度は土砂災害の危険地域などが優先されました。1年あたりの配布販売台数には限りがあると思っていますが、今後は、防災重点ため池周辺の世帯の方への優先配布も検討していただきたいと思います。
要旨④	これまでの災害経験を活かした取り組み状況について
質問	直近では日向灘での地震、能登半島地震、熊本地震、東日本地震など、大きな揺れと被害を伴う地震が発生しており、いざという時の心構えが大切です。こうした地震への備えのほか、犬山市は風水害への備えが重要です。地震の発生を予知することは難しいのですが、一方で、風水害については、ある程度予測や事前の準備ができますが、そのためには過去の災害経験から、色々な状況を想定しつつ、体制やマニュアルを強化する必要があると考えます。犬山市で、ここ最近の被害が大きかった風水害としては、平成29年7月から10月に掛けての豪雨や台風が挙げられます。中でも、7月14日の豪雨では、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報が相次いで発令され、市は市内全域に避難指示を発令しています。そして、被害は道路被害、土砂崩れ、床上床下浸水など、合計で250件、また8月18日の豪雨では、155件の被害がありました。そこで、過去の災害経験をどう活かし取り組んできたのか。という観点から、 1点目として、避難情報発令のタイミングと発令する対象エリアの在り方について。2点目として、事前防災行動計画、いわゆるタイムラインと言われるもので、起こり得る状況を想定したうえで、いつ・誰が・誰に・何を行うのかを時系列に表したのですが、こういったものの作成状況や運用状況について。3点目として、台風・豪雨対応に伴う災害対策本部チェックリストの作成状況や運用状況について。以上3点について、お尋ねします。
回答	地震や風水害などの自然災害に備え、円滑に対応するため平時からマニュアルや業務リストを作成し、災害対策本部開設時等には、それらを用いて業務を遂行しています。 1つ目の「避難情報発令のタイミングと発令する対象エリアの在り方」については、気象庁の発表する気象情報の警戒レベルを基準に、段階的に避難所を開設する運用としており、開設する避難所についてもあらかじめ定めています。 2つ目の「事前防災行動計画の作成状況」については、土砂災害と台風の2パターンを作成し、大雨や台風が接近する数日前からの業務を時系列にまとめています。 最後に「台風・豪雨対応に伴う災害対策本部チェックリストの作成状況」についてです。災害対策本部に係る業務は、愛知県や警察、河川事務所など関係機関との連絡や、気象や被害状況などの情報収集と多岐にわたるため、業務リストを作成し、そのリストを確認しながら災害対策本部での災害対応業務を行っています。 これらのマニュアルや業務リストについては、災害対応業務を正確かつ円滑に行えるようその都度情報を更新するよう努めています
件名2	土木要望について
要旨	要望実施率と公共用地の草刈りについて
質問	令和3年6月議会の私の一般質問に於いて、前年度の年間要望件数等の概要と実施率について、お尋ねしました。 質問から3年経過しますので、その後の年度(令和3年度～5年度)ごとの土木要望の件数や実施率などについて、先ずはお訊きします。

回答	令和3年度から令和5年度までに、地元から提出された土木要望件数は、令和3年度が 1,289 件、令和4年度が 1,236件、令和5年度が 1,313件でした。 要望件数のうち、県や警察などが事業主体となるものを除いた犬山市への要望件数は、令和3年度が 1,085件、令和4年度が988件、令和5年度が 1,081件となります。 そのうち、実施できたものについては、令和3年度が 657件で、要望件数に対する実施率は、60.6%、令和4年度が 597件で60.4%、令和5年度が718件で66.4%となっています。
再質問	年間、数多くの要望書が、土木常設員さんを通じて提出され、これからも要望は増えていくものと思います。そうした中、以前は田んぼや畑の草刈り時に土地に隣接する公道部分や水路敷も合わせてボランティア的に農家の方が草刈りを実施していたが、年々の高齢化により、「そこまではやっとな」といった農家の声をよく聞きますので、草刈り要望は増えていると感じていますし、過去にはそういった当局答弁もあったかと思います。 そこで、再質問いたします。先程の土木要望のうち、(公共用地の)草刈り要望はどうであったのかお訊きします
回答	令和3年度から令和5年度に提出された土木要望のうち、県管理を含めた道路、河川、水路、公園などの草刈りに関する要望は、令和3年度が81件、令和4年度が86件、令和5年度が90件であり、要望件数は若干の増加傾向がみられます。また、道路路肩や水路法面の草刈りについては、土木要望書の提出以外にも、直接窓口や、電話、メールでの要望や問い合わせが年々増加している傾向にあります。
再々質問	雑草は、刈っても 刈っても次から次へと生えてきます。そして草刈り機による刈り取りは、非常にキツイものが有ります。アメニティー協会で作業をしている方に話を聞きましたが、炎天下での草刈りは、重労働かつ熱中症など危険と隣り合わせの作業で、しかも作業効率が極端に悪いということでした。公共用地における草刈り機以外の対応としては、防草シートが考えられ、数年間は草を抑えることが出来ますが、コストが掛るため、全てを実施することは難しいと思います。最近では、草に熱湯を掛けて枯らす方法や、そのための機械器具もあるようですが、器具のリース料に1日4万円程要すると聞いていますし、効果については不透明なところがあります。こうなると、除草剤散布が、手間やコストを考えた場合、最も効率的ではないかと考えますが、一方で、市では環境面の配慮からか、何年も前から、除草剤を使用していないと思います。除草剤は環境に悪いのか、色々調べたりしましたが、日本で市販されている除草剤は環境や人体に影響は無いということでした。ただし、植物を枯らす効果をもつため、人やペットの体内に入り込んでしまった場合は注意が必要との記述がありました。除草剤散布については、2年前に鈴木議員が質問されており、その時の答弁は、防草シートや張りコンクリートによる対策を計画的に進めるというものでした。 自分としては、今後のことを考えた場合、公共用地における除草剤使用もある程度許容していくべきと考えます。そこで、今後のためにも、まずは実証実験という形で、路線などを決めて除草剤を散布してはどうかと、提案いたします。例えば、塔野地から今井へ抜ける上線や中線は、少し放置すると、路肩部分の草は車道まで覆いかぶさって、自転車で行く場合、車道へはみ出すことになり非常に危険なので、こういった処とかが、想定されます。 少しでも委託経費を抑える、或いは同じ経費でより多くの面積に対応するため、実証実験として、除草剤散布してはと考えますが、当局の見解をお訊きします。
回答	市への道路の路肩、水路法面、植栽帯等の草刈り要望は年々増加傾向にあり、今後も増々増えていくと考えられます。そのため草が生えない対策として、防草シートや張コンクリートの施工を継続して進めていきます。議員ご提案の除草剤散布について、愛知県下では、8市が道路除草対策として使用実績があることを確認しています。実績のある市からは、コスト面では草刈り業務と比較して約半分の費用で施工することができるとのことですが、除草剤散布をする時期が難しく、草が生い茂った箇所での散布効果が少ないことや、散布から枯れるまでに時間を要するため、草刈りのように直ぐに路肩がきれいにならないこと。また、薬剤散布の後に雨などの悪天候が続くと、薬剤効果が薄れてしまうなどの課題もあるとのこと。また、散布箇所周辺及び道路利用者の方からは、環境や健康への不安のご意見をいただくこともあり、散布前の住民理解が必要とのことでした。

	このように、道路路肩の除草剤散布については、地元や道路利用者の理解を得るための対策、場所と時期の案内看板の設置や散布前の周知、散布作業にあたっては通行者や車に薬剤がかからないよう十分な対策をした作業方法を確立するなどの課題あります。 従いまして、実証実験については、散布場所周辺に住宅が無く、農地・水路に薬剤が入る恐れのない場所の選定、散布時期や使用する除草剤についての検証、作業方法を整理するなど、実施の有無を含め慎重に検討していきます。
件名3	星和橋について
要旨①	今後の工事スケジュールについて
質問	星和橋は、以前、犬山病院から少し東へ行った大畔池に架っていた橋です。 現在は、池の西側に流れている愛知用水の用地を一部利用し、市道羽黒前原台線として整備されています。この道路整備に先立ち、令和2年6月議会にて工事スケジュール等について一般質問させていただきましたが、その時の答弁は、「令和6年度に全ての工事が完了する予定であります。」という内容でした。しかしながら、現地は数年前から殆ど変わっていないように思います。そこで、先ず、今後の工事スケジュールを確認します。
回答	星和橋については、老朽化及び大規模地震時の耐震対策として、令和2年度に現場着手し、令和4年7月に大畔池の堤防を利用した新設道路へ切り替える工事が完了しています。星和橋の橋桁から上の道路部分を撤去する工事については、全長222mのうち、道路新設工事に伴い99mを撤去しており、令和4年度は52m、令和5年度は17mを撤去済で、今年度は34mを撤去し、残りの20mを令和7年度に行う予定です。この事業は、国の道路メンテナンス事業費補助金を活用しており、令和5年度の補助金の要望に対する内示率が73.9%と低かったため、工事スケジュールの見直しを行い、工事完了予定は、これまでの令和6年度から1年延期し、令和7年度の予定です。
要旨②	景観上の配慮について
質問	令和2月6月定例議会にて、橋の撤去後の様子ということで、大澤議員が質問されています。この時の答弁は、星和橋の構造は池に鋼製の管を打ち込んだ杭で支えられており、これらを抜いてしまうと池の遮水層に影響が生じ、池の水が溜まらなくなる可能性があるため、橋から上の部分を撤去し、橋台及び橋脚を存置するといった内容でした。水面から幾つもの構造体が顔をだしたような形となり、景観上からは、いかがなものかと思えます。 犬山市には景観計画が定められて、この計画の類型別の景観形成方針の中に「ため池」という項目があり、その内容を紹介させていただきますと、親水空間や池をつなぐ散策路などの整備を行い、来訪者だけではなく、市民にとっても自然を身近に感じることでできる場を提供していきます。となっています。 そこで、1点目として、星和橋撤去に伴う景観上の見解をお尋ねします。 また、自分としては、安全柵を設置したうえで、ちょっとしたベンチでも置いて、ウォーキング途中の休憩場所や池のビューポイント、いわゆる親水空間として再整備してはどうかと考えますが、設置の可能性について、2点目としてお訊きします。
回答	1点目の星和橋撤去に伴う景観上の見解についてですが、星和橋については、やむを得ず必要最小限の構造物を残すものです。この橋脚が残されることによる、大畔池への景観上の見解ですが、残される必要最小限の構造物が、大畔池の眺望を著しく妨げるものとは考えていません。 また、2点目の親水空間の設置の可能性についてですが、今回の事業は、星和橋の老朽化及び大規模地震時の耐震性不足に伴い実施しており、星和橋の道路部分はすべて撤去する必要があります。道路部分の撤去が完了すると、主要地方道春日井犬山線との接続部分については、同県道の歩道と同様に、車道側に防護柵を整備し、歩道の連続性を確保しつつ、安全対策として、池側に転落防止柵を設置する予定です。従いまして、議員ご提案の親水空間を整備する用地もないことから、予定はありません。

2024年11月定例議会 一般質問

件名 1	改正建築基準法に係る対応について
要旨	建築費上昇による補助施策の精査について
質問	建築分野全体にわたり大きな変革をもたらすと言われている改正建築基準法が、いよいよ来年4月から全面施行されます。省エネ基準がより厳しくなり、建物の高い断熱性能の義務化など大きな改正となります。こうした改正は、持続可能な社会の実現とともに、建物のエネルギー効率や安全性を高めることが目的であることは理解できますが一方で、建築工事費が上昇することが懸念されます。特にリフォーム費用が高額になるといわれています。 当市は、建築に関する施策として、多数の補助事業が用意されていますが、工事費が上昇することによって、お得感が薄らぐこととなります。市が実施している建築に係る補助事業について 助成割合、限度額など精査し、場合によってはその内容を見直す必要があると考えますが、当局の見解をお尋ねします。
回答	最近の物価上昇は住宅関連においても顕著になってきており、新築・リフォーム問わず影響は大きいと考えられます。現在、当市では耐震改修や空き家の利活用補助、住宅リフォーム補助、定住補助など住宅本体への施策を始め、省エネや温暖化対策といった住宅設備への補助など、目的に応じた施策を行っており、耐震改修など国や県の補助施策と、定住など市の独自施策として行っているものがあります。 これらの補助施策は、それぞれの行政課題の解決を目的に実施しているもので、限度額について独自施策の場合は、対象となる一般的な経費から先進自治体の事例などを参考に算定しています。また国県補助の場合は国県が定めた補助額としていることから今後も、各種補助制度の主旨や目的とあわせ国県や先進自治体の動向を注視していきます。 よって、住宅関連の補助施策については、個人資産に対し公費で一部負担するものであることから現時点においては、精査の予定はありません
件名 2	救急搬送について
要旨	救急搬送の状況について
質問	搬送者を受け入れる側から見た場合、日本の救急医療は、重症度に合わせて「一次救急」から「三次救急」の3段階の体制となっています。 一次救急は、比較的軽度な症状を対象とし、来院手段としては、自家用車、タクシー、公共交通機関を想定しています。二次救急は、重症者を対象とし、来院手段は救急車に限らず自家用車やタクシーを想定しており、一般的に救急車を呼んだ多くがこの二次救急を行う医療機関に搬送されることとなります。また、三次救急は、重篤患者などを対象とし、救急車やドクターヘリによる搬送想定しているようです。こうした状況のもと、2点についてお尋ねします。1点目は、この1年～2年間の救急要請数、搬送人員数などの状況について、2点目は、搬送人員の傷病の程度別内訳について、 また、判ればということ構いませんが、1運行に掛かる経費はどれくらいか。お訊きします。
回答	過去2年間の救急出動件数と搬送人員についてですが、令和4年の出動件数が3,528件、搬送人員が3,284人、令和5年では出動件数が3,676件、搬送人員が3,376人となっており、この2年間の比較において出動件数が148件、搬送人員が92人の増加となっております。次に、傷病程度別の内訳ですが、令和4年は死亡が45人、重症が231人、中等症が1,814人、軽症が1,194人、令和5年では死亡が56人、重症が204人、中等症が1,878人、軽症が1,238人となっており、傷病程度別の割合は例年同じような状況でありまして、中でも中等症が全体の5割強で最も多く、続いて軽症が4割弱を占めている状況となっております。 1運行における平均的な経費につきましては、活動する隊員の職位や、活動に従事する時間で人件費は異なり、更に、燃料費においても市外への病院搬送など常に走行距離も異なります。加えて傷病者の状態で、使用する資器材や活動内容も全て違って来るなど、金額の算定条件が多岐にわたるため、数字を持ち合わせていません。

要旨②	救急搬送有料化について
質問	救急車は、生命の危機が逼迫した傷病者を迅速に搬送することを目的として運用されていますが、現実的には、不要不急の救急要請が多数発生しており、大きな問題となっている地域があります。この解決策として、三重県松阪市内の3病院では、今年6月から、救急車を呼んで運び込まれた患者で、症状やケガが軽く入院しなくてもよかった場合は、原則、病院が患者から7,700円を徴収するといった方策をとっています。 そこで、過去において、当市における搬送人員のうち、表現が適切かどうかわかりませんが、いわゆるタクシー替わりのように感じる救急要請が有るのかどうか、そしてあるとすればどれくらいか。また、こうした救急要請によって、本来搬送すべき救急業務に影響があった事例は過去にあったのか、お尋ねします。併せて、こうした、民間ではありますが、救急搬送有料化についての当局の考えについてお尋ねします
回答	いわゆるタクシー代わりのように感じる救急要請についてですが、軽症事例の全てではありませんが、軽症の傷病者の中には、一定数の割合で救急車以外での搬送でも問題はないと思われる要請はあります。しかしながら、傷病程度の考え方や受け取り方は人それぞれであり、傷病者ご本人が医療機関への受診を望んでいるのであれば、救急隊員が救急搬送の必要はないと判断することはありませので、その件数を具体的な数字で表すことはできません。 次に、救急車による搬送の必要がないと思われる出動要請の影響についてですが、重症患者への対応に影響が出たかどうかについては不明です。しかしながら、当市の救急隊が4台すべて出動した場合であっても、近隣市町からの応援出動で対応できる体制となっておりますので、過去においても出動要請に対して救急出動ができなかった事例はありません。 最後に、救急搬送の有料化についてですが、昨今の救急要請件数は、当市においても増加傾向にあります。救急体制の逼迫には至っていないことから有料化の検討はしておりません。当市としましては、引き続き市民の皆様に救急車の適正利用を啓発し、ご理解いただけるよう努めてまいります。
コメント	救急体制の逼迫には至っておらず、有料化の考えは無いということで、理解いたしました。自分としても、有料化することによって、救急要請にためらいが出て、そのために深刻な状況を引き起こすことはあってはならないと思っていますので、安心いたしました。
件名 3	愛知県週休3日制導入について
要旨	市の見解と導入の可能性について
質問	愛知県の大村知事は県職員の週休3日を来年度から導入すると発表しました。ただ、今後職員にアンケートを実施し無理がないということであればということです。 この制度は、1週間や1か月の労働時間は維持しつつ、休日を増やすということですが、もし、愛知県が導入となれば、いずれ県内の市町村にもこのような動きが広がっていく可能性があるものと思います。 そこで、こうした週休3日について、どのように考えておられるのか、また、市としての導入の可能性についてお尋ねします。
回答	週休3日制の導入については、フレックスタイム制などの柔軟な働き方、職員一人一人のワークライフバランスの実現、健康確保を通じた公務職場の魅力向上、公務能率の向上に繋げる取り組みとして、国家公務員においては、介護など、これまで対象者を限定して適用される制度でしたが、令和7年4月からは対象を全職員に広げることが予定されています。愛知県においては、国家公務員の週休3日制の導入にあわせて、職員のアンケート調査で、無理のないという結果であれば、令和7年度から順次導入していくことを記者会見において知事が表明しています。当市においては、これまでに業務に支障のない範囲内で、職員の早出遅出勤務、交代制在宅勤務や、テレワークの試行など、柔軟な働き方の改善に向けて取り組んで参りましたが、窓口や直接市民と接する業務が多くを占める基礎自治体の公務の性質上、難しい部分がありました。仮に、全ての職員が週休3日制を希望し導入した場合、開庁時間も含め、これまでどおりの窓口サービス等を維持しようとする、最低でも1.25倍の職員数を確保する必要があります。また、今年5月の調査では、尾張部都市23市のうち、2市は全職員を対象に導入が予定されており、10市は導入予定がなく、本市を含めた11市は「今後の導入に向けた検討をしていく」という状況です。 週休3日制の導入に合わせて、職員が制度を利用できる環境や体制の整備が必要となることから、先進自治体における導入に向けての取り組みや導入後の課題について研究しつつ、今後の職員数や開庁時間のあり方などとともに検討してまいります。

件名 4	犬山城の世界遺産登録について
要旨	進捗状況と犬山市の役割について
質問	犬山城築城は、1537年ということは、ご承知のとおりで、13年後の2037年には、500年という大きな節目を、現存12天守閣の中で初めて迎えます。そして、この節目の年を目処として世界文化遺産への登録を目指すという話が、かつてありました。そうした中、同じく世界文化遺産への登録を目指す彦根城の評価結果について、文化庁が公表したといった記事が先月の中日新聞朝刊に掲載されていました。すなわち、ユネスコの諮問機関であるイコモス(国際記念物遺跡会議)による事前評価結果が発表されたということで、その内容は、彦根城は、登録への評価基準を満たす可能性がある一方、他の城郭とともに国から推薦を得ることも検討することを求めるというものです。このいわゆる既に登録されている姫路城を含めた国宝5城 城郭群を以って世界文化遺産への登録を目指すということは、現在も犬山市のアドバイザーとしてお世話になっている元東大教授の西村先生が、15年以上まえから提唱されていたことで、文化庁から正式にこのような見解が示されたことは、大きな一歩だと思います。日本最古のお城を有する犬山市が先導して、世界文化遺産登録を推進していくべきと考えます。 そこで、登録に向けての現在の状況や今後の見通し及び犬山市の役割をどう考えているのかについてお尋ねします。
回答	犬山城の世界遺産登録に向けた取り組みについては、国宝5城による近世城郭の天守群として、シリアル資産での登録を目指しており、現在、松本市、松江市、犬山市の3市で準備会を組織し、専門家の意見を伺いながら顕著な普遍的価値(OUV)の磨き上げを共同で行っています。近世城郭の天守群のOUVは、国宝5城の天守によって組み立てられているため、将来的には5城として取り組みを進める必要があります。しかしながら、姫路城は既に世界遺産に登録されており、また、彦根城は国内の暫定リストに掲載されているという、それぞれが置かれた立場の違いもありますので、まずは、国宝5城サミットへの参加や、国宝5城合同床みがきの実施を通じ、観光や市民交流の観点から連携を深めています。 そのような状況下において、本年10月9日に、彦根城に対するイコモスの事前評価結果の概要が文化庁から公表されました。公表されたものは、日本語訳された概要であり、英文の詳細は不明ですが、質問にありましたように、評価基準(iii)を満たす可能性があることや、「推薦戦略を徳川期日本における大名統治システムの重要性に置いたことを支持する」などの内容が含まれています。また、「彦根城」単独で大名統治システムを説明する戦略もあり得るとしながらも、一方でシリアル推薦の可能性についても検討する必要があるとされるなど、両論併記で書かれており、今後、文化庁、滋賀県、彦根市の協議で、どのような戦略がとられるのか、現時点では不明です。10月21日に開催した専門家によるワーキンググループで、この事前評価結果に対する意見を伺ったところ、やはり、原文が公開されていないため、イコモスが意図している内容を正確に読み取ることは難しいとのことでした。しかしながら、近世城郭の天守群のOUVは、彦根城が掲げる大名統治システムの重要性のOUVとは異なるものであり、構成資産が明確であるため、海外に対して説得力が強いとの評価を改めて得ることができ、「このまま、近世城郭群としての取り組みを進めるべき」との助言を得ています。 従いまして、今後の方針としましては、「彦根城の動向を注視しながら、近世城郭の天守群のOUVをブラッシュアップして、その価値を伝えていく」ことが、現時点での3市の共通理解となっており、来年2月7日には、ワーキンググループ委員であり、元イコモス副会長の西村幸夫先生と松本、松江、犬山の3市長が、オンラインでの意見交換を行う予定です。 引き続き、犬山城の調査研究を深めるとともに、その価値を伝え、世界遺産にふさわしい景観とするための史跡整備や、気運醸成を図るなど、松本市、松江市と連携して世界遺産登録に向けた取り組みを進めてまいります。
件名 5	DX推進について
要旨①	DX条例制定について
質問	先般、私の属する会派「創犬会」で、視察に行き参りました。そのうちの1カ所が栃木県真岡市です。真岡市は、人口約78,000人で当市よりも6,500人程多い市ですので、犬山市と同程度の自治体となりますが、自治体DXやこれに伴う職員DX人材確保については、全国トップクラスの取り組みがされている市です。 令和3年にDXビジョンを市長が示されたことによって庁内の認識を共有化し、デジタルだけではダメでアナログサービスも推進することとしたとのことでした。

	そして、令和5年に真岡市未来変革デジタル条例を制定しています。この条例は、市民と市がそれぞれの役割と責務を果たしながら、デジタルを適正かつ効果的に活用した、誰一人取り残さないやさしいまちづくりに取り組む際の基本的ルールで、いわゆる理念条例であって、市民一人ひとりが自分らしく暮らし続けることができる未来への変革を目指すというものです。 こうしたいわゆる「デジタル化」条例は、全国でもかなりの自治体が定めているようです。市民と行政がともにデジタル社会を認識、共有化し、住民サービスの向上と行政の効率化を目指す必要があると思います。そこで、当市も出来るだけ早期に、名称はどうであれ、条例を制定すべきと考えますが、見解をお尋ねします。
回答	本市におけるDX推進については、9月議会で予算を認めていただいた後、10月から外部人材の専門知識を活用して、現在、現場の課題や現状を分析しており、年度末までに「指針」を策定します。また、今議会においても、来年度取り組みを加速していくための準備の予算と債務負担設定の補正予算を上程したところです。 DXは技術の進展が非常に速く、急速に変わり続けている分野であるため、条例を制定するよりも、柔軟かつ迅速に対応できる「指針」を策定し、実際の取り組みを進めていく方が効果的であると判断しています。また、条例制定に係る労力と費用(労力や時間)を、今はDX推進に注力すべきと考えています。「指針」は本市の状況の分析結果に基づいた実行のための計画であり、迅速な行動を求められる現状において、最も現実的なアプローチと考えています。 まずはこの「指針」に基づき、着実にDXを推進する中で、必要があると認められれば、条例制定の検討もしてまいります。なお、本市の現在のDXの取り組み状況は、広報8月号で周知していますが、策定した「指針」についても広く市民と共有していく予定です。
要旨②	DXを推進するための組織と人材育成について
質問	条例制定は必要ですが、これは目的であって、これを実現するための方法や要素、いわゆる「手段」が重要です。その一つが、行政における組織と人材の確保や育成だと思います。 研修先の真岡市では、総務部デジタル戦略課の係長からレクチャーを受けましたが、その方は若手の職員で、DXに対する熱量が半端なくて、私たち会派のメンバーをその熱量を感じ取ってきました。真岡市は、積極的にDX取り組みを推進したい職員をDX協力員と位置づけ、プロジェクトに参加。更に、DX推進リーダー育成研修を受講し、完了した者をDXアドバイザーとして市長が認定するという事です。また、このDXアドバイザーの上に、DXエキスパート、DXスペシャリストの2段階の役割を設置するという計画ですが、エキスパート、スペシャリストについては、今後の取組となっているようです。現時点でDX協力員は19人、DXアドバイザーが21人という説明でした。 そこで、当市も推進するために何らかの組織体或いは協議体を考える必要があると感じました。真岡市を真似する必要は無いですし、例えば各課から1人担当者を選抜して、画一的に取り組むという手法は、過去の事例から、その選任職員に大きな負担がかかる恐れがあるため、個人的にはお勧めできません。もう少し「ふわっと」した形で良いと考えます。要は、全庁職員が、DXについて認識と理解を深め、方向性を共有することが、最も大切と考えます。こういったことについて、当局の考えをお尋ねします
回答	DX推進には、効果的な組織体制の整備が不可欠であることは、総務省が策定した「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」にも示されています。本市においても、既に副市長をトップに経営部長や各課長等を構成員とした「犬山市デジタル化推進委員会」を組織し、本年8月15日に1回目の会議を開催しています。 今後、効果的にDXを推進していくためには、職員皆が同じ方向を向く必要があるため、①デジタルツールの利点やDXの目的を明確にし、抵抗感を減らすため全職員の意識醸成を図る。②部長、課長、担当職員といった、階層別の役割と責任に応じたデジタルスキルと知識を身につける。③DX推進を現場において実質的に進める役割を担う職員(真岡市では「DX協力員」)の育成を行うことを徐々に進め、職員の知識と意識の底上げを進めてまいります。 現在、「D:デジタル」の有効活用を進めるためのソフトバンク社への業務委託に加え、総務省の地域情報化アドバイザー派遣制度を活用し、管理職・担当職員を対象に「X:トランスフォーメーション」を業務改革としてとらえる研修を計画しています。また、次年度についても引き続き外部人材を活用し、ある程度の権限をもったポジションに配置することを計画しており、更にDX推進を加速していく予定です